

## 築上町妊婦新型コロナウイルス感染症対策給付金支給事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、妊娠中の者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る妊娠期の不安解消及び出産前のPCR検査等、予防対策を図るため、築上町妊婦新型コロナウイルス感染症対策給付金（以下、「給付金」という。）支給事業について必要な事項を定める。

(支給対象者)

**第2条** 支給の対象者及び申請者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和3年2月1日現在（以下、「基準日」という。）、築上町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、母子健康手帳の交付を受けた者とする。ただし、「築上町妊婦臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年5月20日告示第76号）」において、給付金の支給を受けた対象のものは除く。

(給付金の支給)

**第3条** 築上町は支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより給付金を支給する。

(支給額)

**第4条** 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、母子健康手帳の交付を受けた者に対し10万円を支給する。なお、多胎の場合は5万円を加算する。

(申請受付開始日及び申請期限)

**第5条** 給付金に係る築上町の申請受付開始日は告示の日とし、申請期限は令和3年3月31日までとする。

(申請及び支給の方式)

**第6条** 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、築上町妊婦新型コロナウイルス感染症対策給付金支給申請書兼請求書（様式第1号、以下「申請書」という。）を郵送により築上町に提出し、築上町は提出された申請書に基づき、申請者から通知された金融機関の口座に給付金を振り込む。

- 2 申請者は、給付金の申請に当たり、母子健康手帳（表紙、既に出産した者については、表紙に加え、「出生届済証明」のページ）の写し、妊婦については、申請受理日1ヵ月以内に妊婦健診を受けたことがわかる書類の写し（妊婦健診領収証・明細書、又は母子健康手帳の「妊娠の経過」のページ）に加え、公的身分証明書（運転免許証、保険証等）の写しを提出するものとする。

3 前項における申請関係書類に不備等が認められる場合、申請者は、築上町の求めに応じて修正及び追加書類等の提出を行わなければならない。

(代理による申請)

**第7条** 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者、その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

**第8条** 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し支給決定通知書(様式第2号)を送付するとともに、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

**第9条** 町長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報、その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

**第10条** 支給対象者から第5条の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

**第11条** 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

**第12条** 給付金の支給を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

**第13条** この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年2月18日から施行する。